



（仮称）旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する条例について

条例及び施行規則で定める内容（第2回懇談会での意見）



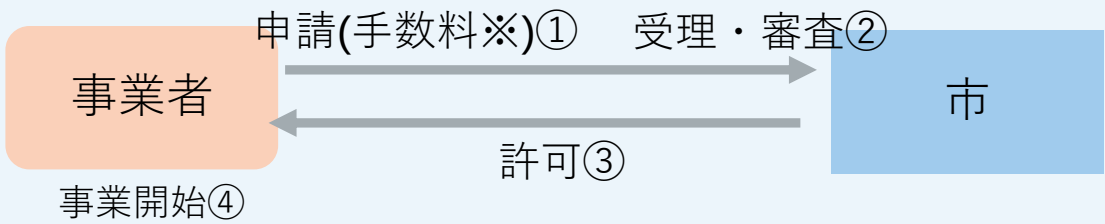
1 設置手続について

許可制とするか届出制とするか

→許可制とすべき

- ・事業者や事業内容を十分に審査できる
- ・開発トラブルを防ぐため全国的に規制型の条例を採用する自治体が増

申請・許可制の事務の流れ



2 罰則の設定について

罰則の設定はせず公表による制裁措置案

- ・地方自治法が定める上限からすると、罰則の違法・不当な抑制効果は少ない。
- ・効果が低いとしても、事業者への意識付けとして、罰則を設けるべき。

措置	行政指導		不利益処分		公表	罰則
根拠	行政手続法 行政手続条例		行政手続法 行政手続条例 地方自治法（過料の徴収の場合）		—	地方自治法 刑法
内容	指導 助言	勧告	命令	許可の 取消	違反行為の 公表	2年以下の懲 役禁錮 100万円以下の 罰金 拘留、 没収

条例及び施行規則で定める内容（申請手数料）



なぜ手数料を設定するのか

根拠

「地方自治法第227条」

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

「地方自治法第228条」

分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

考え方

受益者負担の原則に基づき、受益者に対しその受益に応じた一定の負担を求めることにより、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保する

旭川市「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）より

算定方法

「**受益と負担の適正化**」の考え方に基づき許可制度に係る審査事務コストを申請者負担として算出

手数料コスト

=

経常的事務費

（1件当たり）

コピー代、ガソリン代、用紙代
など

+

人件費

（1件当たり）

受付、審査、審議会の開催経費
など

条例及び施行規則で定める内容（申請手数料案）



1件申請当たり 250,000円

（金額精査中）

【考え方】

- ・事業規模の大小にかかわらず審査基準・手続方法は基本的に同じであり事務手続きコストも同じである（事業規模の大小にかかわらず全ての申請を審議会で審議）。
- ・開発に必要な手数料は別途関係法令で徴収している。

【採用自治体】

- ・和歌山県すさみ町50,000円
- ・鹿児島県霧島市22,000円
- ・和歌山県和歌山市250,000円
- ・群馬県高崎市 30,000円など
- ・釧路市80,000円
- ・特別保全区380,000円

参考1 | 開発審査手数料と同額 旭川市の場合13,800円～496,000円

【考え方】

- ・土地の改変規模に比例して災害リスクや周辺環境への負荷等の影響に対する審査が増える

【採用しない理由】

- ・事業規模が必ず面積比によるとは限らない
- ・開発許可手数料と二重に手数料が発生する場合がある

【採用自治体】

- ・白老町 17,000～520,000円
- ・滋賀県大津市 50,000～250,000円
- ・日光市、宇都宮市 13,000～480,000円 など

参考2 | エネルギー種別

【考え方】

- ・再エネ種別と出力量に応じて審査内容が変わるという考えで手数料区分を設定
例）太陽光1000kw未満〇〇円 1000kw以上〇●円 風力〇●●円

【採用しない理由】

- ・発電量と再エネ種別による合理的な算定基準を持つことが難しい

【採用自治体】

- ・茨城県常陸太田市 13,000～40,000円

条例及び施行規則で定める内容（申請許可条件）



1 関係法令等の遵守

電気事業法、森林法、盛土規制法等の関係法令で必要な手続きを行い、適用される基準を順守すること

2 地域住民の理解

説明会等を通じて地域住民等の理解を得よう努め、意見に適切に対応していること

3 自然環境の保全

動植物、生態系、森林・農地等への影響を回避するため必要な措置を講じること

4 生活環境の保全

騒音・振動、光、電波、反射、工事等による周辺的生活への影響に必要な措置を講じること

5 景観の保全

周辺景観との調和、眺望への影響、設備の色彩、配置等に配慮すること

6 公共施設等への対策

建築物、公園、道路等の利用に支障を及ぼさないよう措置が講じられていること

7 防災対策

土砂災害・浸水・強風等の災害防止、設備の安全確保災害時の対応を図ること

8 廃棄等費用の確保及び管理

廃棄等費用に係る保証金を金融機関へ預け入れ市と質権設定契約締結及び対抗要件の設定

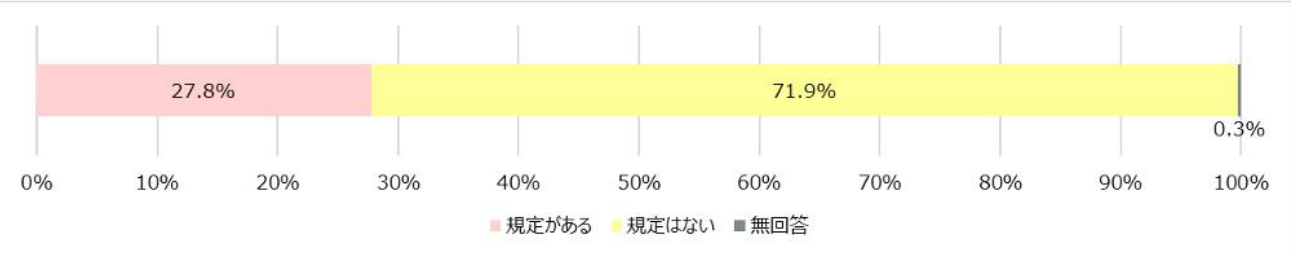
条例及び施行規則で定める内容（罰則について）



全国再エネ条例の罰則の設定状況

表 1-31 罰則に関する規定の有無（単数回答）

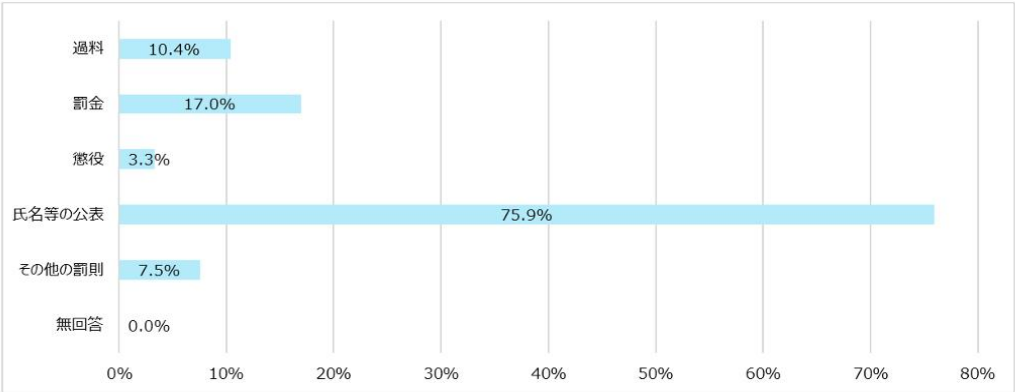
No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	規定がある	212件	27.8%	27.9%
2	規定はない	548件	71.9%	72.1%
3	無回答	2件	0.3%	-
	n (%ベース)	762件	-	760件



出典：経済産業省
「令和6年度 固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（適正な再生可能エネルギーの導入等に関する調査）報告書」表1-61

表 1-32 罰則の内容（複数回答）

No	カテゴリー	件数	全体 (%)	無回答除く (%)
1	過料	22件	10.4%	10.4%
2	罰金	36件	17.0%	17.0%
3	懲役	7件	3.3%	3.3%
4	氏名等の公表	161件	75.9%	75.9%
5	その他の罰則	16件	7.5%	7.5%
6	無回答	0件	0.0%	-
	n (%ベース)	212件	-	212件



（その他の回答）
損害賠償、国または県への通知、関係機関との情報共有、補助金の返還

罰則として「氏名等の公表」75.9%で最も多く、「罰金」が17.0%、「過料」が10.4%と続いた。→法上の罰則は17%に留まった。

- ・ 条例で定める罰則には地方自治法上の制約があり、実際の条例では「5万円以下の過料」など、金銭的負担が比較的小さい例も多い
- ・ 大規模な事業に対する抑止策としては、軽い刑罰の設定では効果的と言い難い
- ・ 勧告・命令と段階的に事業者働きかけ、従わない場合に事業者名や違反内容を公表することで、社会的信用・企業イメージへの影響を通じた抑止が期待できる

条例及び施行規則で定める内容（審議会）



（仮称）旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等審議会

再生可能エネルギー発電設備の設置等に当たり、公平性を担保し、専門的見地から多角的に判断するため、市からの諮問に応じて調査、審議等を行うため、条例の中で位置付ける附属機関として審議会を設置する。

任期 2年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。）

審議事項

- 1 専門的知見や関係者の意見が必要な事項に市からの諮問に対し調査及び審議を行う。
 - ・申請（不）許可の判断
 - ・違反行為による不利益処分等の判断 など
- 2 そのほか再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事項について、意見を述べる。

想定の審議会委員（10人以内）

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・土木・地質（防災）の専門家 1人 | ・エネルギー・環境政策の専門家 1人 |
| ・自然全般の専門家 1人 | ・動植物、生態系の専門家 2人 |
| ・農業の関係者 1人 | ・林業の関係者 1人 |
| ・都市全般の専門家 1人 | |